

山辺町観光協会公式キャラクター「すだまりんちゃん」着ぐるみ貸出基準

(目的)

第1条 この基準は、山辺町観光協会（以下「本協会」という。）公式キャラクター「すだまりんちゃん」が山辺町の観光PRや魅力発信等に資する活動をするにあたり、本協会が所有する「すだまりんちゃん」着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を貸出す場合の取り扱いについて必要な事項を定める。

(貸出しの対象)

第2条 貸出しの対象とする事業等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 国、県又は他の地方公共団体が実施するもの
- (2) 公共性が高いと判断され、町が共催又は後援等を行うもの
- (3) 本協会が山辺町の観光PR、魅力発信等に資すると認めるもの
- (4) 前各号のほか、会長が特に必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は着ぐるみの貸出しはしないものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反する恐れがあるとき。
- (2) 特定の個人、企業、政党若しくは宗教団体を支持し、又はこれらに反対しているような誤解を与え、若しくは与える恐れがあるとき。
- (3) 個人的な行事等で独占的に使用する恐れがあるとき。
- (4) 本協会、山辺町及びキャラクターの品位を傷つける恐れがあるとき。
- (5) 安全性への配慮を欠き、又は毀損若しくは汚損の恐れがあるとき。
- (6) 適正な使用方法に従って使用されない恐れがあるとき。
- (7) 山辺町暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条第1号から第3号までに規定する暴力団、同団員及び暴力団関係者が利用するとき。
- (8) その他、会長が不相当と認めるとき。

(貸出しの申請及び承認)

第3条 着ぐるみの借り受けを希望する者は貸出し期間の初日から起算して3カ月前の日から1週間前の日までに、貸出承認申請書兼承認通知書（様式第1号）に企画書のほか、会長が必要と認めた書類を添付のうえ、会長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 会長は前項による申請が適当と認めるときは、貸出しを承認し、貸し出すものとする。

3 同一時期に第1項の規定による申請が重複した場合は、先着順とする。

(貸出し期間)

第4条 貸出し期間は、貸出しの日から返却の日を含めて7日以内とする。

(貸出し料等)

第5条 着ぐるみの貸出し料は無料とする。ただし、運搬等に要する経費は、借り受けた者（以下、「借受者」という。）の負担とする。

(貸出し上の順守事項及び承認の取り消し)

第6条 着ぐるみの借受者は次に掲げる事項を順守しなければならない。なお、順守しなかったときは、その承認を取り消し、以後の使用は承認しない。この場合、借受者にいかなる損害が生じても、会長はその責めを負わない。

- (1) 承認された目的のみに使用すること。
- (2) 貸出期間を厳守すること。
- (3) 着ぐるみを第三者に転貸しないこと。
- (4) 火気及び危険物の付近で使用しないこと。

(原状回復)

第7条 借受者は、貸出し期間中に着ぐるみを紛失し、若しくは滅失し、又は破損し、若しくは汚損したときは、直ちに会長に報告し、事由のいかんに関わらず借受者の責任と負担により、次に掲げる処置をとらなければならない。

- (1) 着ぐるみを紛失し、又は滅失したときは、会長が指定する専門業者により新たな着ぐるみを製作し、会長へ納付すること。
- (2) 着ぐるみを破損し、又は汚損したときは、会長が指定する専門業者によるクリーニング又は修理等の補修を行い、原状回復のうえで会長に返却すること。

(免責)

第8条 会長は着ぐるみの使用により借受者が被った損害及び借受者が第三者に与えた損害については、その責めを負わない。

(その他)

第9条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この基準は令和5年8月18日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

山辺町観光協会公式キャラクター「すだまりんちゃん」
着ぐるみ貸出承認申請書兼承認通知書

年 月 日

山辺町観光協会長 殿

申請者 住所
名称・代表者名
連絡先☎ ()

下記のとおり山辺町観光協会公式キャラクター「すだまりんちゃん」着ぐるみを使用したいので申請します。

記

1. 使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日
2. 使用目的・場所	(1) 目的 (2) 場所

※関係書類として、企画書等の事業実施内容等のわかる資料を添付すること。

貸出承認通知書

上記の貸出申請については承認する。

なお、使用にあたっては山辺町観光協会公式キャラクター「すだまりんちゃん」着ぐるみ貸出基準を順守すること。

年 月 日

山辺町観光協会長

Ⓜ